

放送番組の編集の基準

[1] 人権

- ①基本的人権を尊重する。
- ②人命を重視し、個人・団体の名誉、プライバシーを尊重する。
- ③人種、性別、職業、境遇、信条を如何なる理由でも差別しない。

[2] 法と政治

- ①民主主義の精神に立ち社会秩序を尊重する・
- ②順法の精神を尊び、非社会的行為を肯定的に取り扱ったり、いたずらに不安をあおったりしない。
- ③政治及び意見の分かれる社会問題については、できるだけ多くの角度から論じ、公正な立場を守る。
- ④政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏重しない。
- ⑤国際親善を害する虞れのある問題については、その取り扱いに注意する。
- ⑥人種、民族、国家に関することを取り扱う場合は、その感情を尊重する。

[3] 青少年への配慮

- ①児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮する。
- ②法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することのないようにする。
- ③未成年者による喫煙等、社会常識を逸脱した行為を正当化することのないようにする。
- ④児童及び青少年の心身や品性に過度の影響を与えるような言葉や表現には格別に配慮する。
- ⑤暴力や武力を表現するときは、児童及び青少年に影響がないように配慮する。
- ⑥児童を出演させる場合は、児童として相応しくないことをさせない。
- ⑦家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- ⑧性に関する事柄は、未成年者に配慮のうえ、いたずらに嫌悪感をもたらさないようにする。
- ⑨性の表現については、一般社団法人衛星放送協会の規定に基づき十分に社内で協議し、ペアレンタルロック（視聴年齢制限）を設置する等、未成年者への配慮を行う。

[4] 家庭と社会

- ①家庭生活、公序良俗を乱すような思想や言動を肯定的に取り扱わない。
- ②犯罪や賭博等、反社会的団体や反社会的行為を如何なる場合も肯定的に取り扱わない。
- ③迷信、占い、姓名判断及びこれらに類するものを断定的並びに肯定的に取り扱わない。

[5] 宗教

- ①信教の自由や各宗教・宗派の立場を尊重し、公正な取り扱いを行う。

- ②宗教に関する放送の中で科学を否定する可能性のあるものは慎重に取り扱う。
- ③特定宗教のための布教及び募金活動は行わない。

[6] 広告

- ①広告を放送するに当り、真実を伝え、視聴者に利益をもたらし、健全な社会生活に役立つものを放送する。
- ②広告の内容、表現、取扱い等について関係法令を順守する。
- ③広告は視聴者に誤解を与えないもの、社会的常識を持ったものを取り扱う。
- ④広告は広告主を明らかにし、責任の所在を明確にする。

[7] 報道

ニュース報道に当たっては、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。

[8] その他の表現

- ①分かりやすく適切な言葉と文字を用いるよう努める。ただし、海外より供給された映像素材を加工せずに放送する場合はこの限りではない。
- ②著しく不快な感じや嫌悪感を与えるような表現や内容には格別に配慮する。
- ③いたずらに人心に不安・動揺を与える過度の表現や内容を配する。
- ④暴力行為は肯定的に扱わず、その表現は最小限に努める。
- ⑤犯罪を肯定したり、賭博及びこれに類するものを不当に煽ったりしない。
- ⑥外国作品を取り上げたり海外取材を行ったりするに当たり、時代、国情、伝統、習慣等の相違を考慮する。
- ⑦時代劇等既存の映画を放送するに当たり、原作通り放送している旨を明示することを条件に、著作者の立場を尊重して、可能な限り行わない。